公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年二月二日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　北日本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年二月二十四日　午後二時から

三　場所　小山商工会議所中会議室（栃木県小山市城東一丁目六番三六号）

四　事案の要旨

1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び北日本ガス株式会社（栃木県小山市花垣町二丁目一一番二二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北日本ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年二月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べるにふさわしくない者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「北日本ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年二月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

北日本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月三十一日（火）

○一般案件（抜粋）

一、行政改革実行本部の設置について（決定）（内閣官房）

一、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し国会の承認を求めるの件（決定）（内閣官房・経済産業省）

○国会提出案件

一、平成二十四年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類について（決定）（総務省）

一、平成二十二年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）

○法律案

一、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房・内閣府本府・財務・文部科学・経済産業・国土交通・環境省）

一、原子力安全調査委員会設置法案（決定）（内閣官房・環境省）

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案（決定）（総務省・内閣府本府・財務省）

一、関税定率法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成24年３月２日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21501004341②有限会社ディフェンド③酒井邦幸④北海道札幌市北区新川四条11―７―24

①21501003590②有限会社エム．クルーズ③平泉正陽④北海道北見市常盤町５―２―12

①21701005943②小林　康伸③小林　康伸④北海道函館市末広町19―18

①21701006411②佐藤　大吾③佐藤　大吾④北海道釧路市星が浦大通１―１―９

①21401003005②山田　功③山田　功④北海道余市郡余市町栄町35番地

①21401002792②佐藤　亘③佐藤　亘④北海道釧路郡釧路町雁来５番地57

①23901003772②有限会社マスキ③内田　明④北海道函館市富岡町２丁目17番21号

①26601000365②有限会社ベルシステム③渡部一臣④北海道千歳市末広８丁目５番１号

①26601000320②株式会社ハウジングプラザカインド③村井　康夫④北海道札幌市北区北二十八条西４丁目１番15号

①20401007360②有限会社総合綜社ツヅキ③續木孝平④北海道砂川市空知太西四条６丁目１―25

①20401007296②株式会社エフ・エス・シー③矢口　一弘④北海道北見市東陵町37―３

①23C01000040②櫻糀　秀樹③櫻**糀**　秀樹④北海道函館市石川町231―１

①20401007535②株式会社ステージアップ③中井浩二④北海道札幌市中央区北二条西２丁目１―５

①20401007477②株式会社中古車卸売センター③田畑　康雄④北海道札幌市白石区平和通17北３―９

①20101003149②有限会社カーショップイシハラ③石原　勉④北海道札幌市西区西野三条４丁目10番11号

平成24年２月２日

北海道財務局長　中山　厚